

「和解」について

山岡利矢子

ジャック・デリダ（1930-2004）は、「和解、思いやり、赦し——それは何のジャンルか？« Versöhung, ubuntu, pardon : quel genre ? »」（『真実・和解・償い（*Vérité, réconciliation, réparation*）』所収）において、アパルトヘイト終結後の1996年4月15日に設立された「真実和解委員会」について言及している。本稿では、この著作において、委員会の目指す「和解」の理念にヘーゲルの弁証法における「和解」の概念を照合し、「和解の言葉」について検討するデリダの見解を明らかにしたいと思う。

さて、この「真実和解委員会」は、南アフリカの大統領に就任し、ANC（African National Congress アフリカ国民会議）の党首も務めたネルソン・マンデラ（1918-）によって推進された。ANCはこの委員会を設立する際、デズモンド・ツツ大司教に委員長就任を打診し、難航の末、彼が受任することになる。ネルソン・マンデラといえば、『闘いはわが人生』*The Struggle is My Life*（1990）や『自由への長い道』*The Illustrated Long Walk to Freedom*（1994）で知られ、南アフリカのアパルトヘイト政権下における黒人奴隷制度を撤廃（1994）へと導いた人物である。1993年にはノーベル平和賞を受賞している。

さて、奴隷解放という勝利を勝ち取ることは、並々ならぬ忍耐力と強靱な精神の持ち主でなければ実現できなかったことであろう。実際にマンデラは、不服従運動を組織したという理由で、ケープタウン沖の孤島ロベン島で27年間の投獄生活を強いられた。彼はこの監獄での苦しみの耐受について、自伝『自由への長い道』の中で詳述している。石切り場における生活は想像を絶するものであったが、彼は人間の尊厳を願って27年間もその苦しみを耐え抜いたのだ。そしてこの愛すべき偉人は、監獄の独房における辛い長い年月を経て、自由について次のように述べている。

この長い孤独な年月のあいだに、同胞の自由を求める私の気持ちは、黒人も白人も含めたすべての人々の自由を求める気持ちに変わっていった。抑圧さ

れた人々が解放されるのと同じように、抑圧する側も解放されなくてはいけない。他人の自由を奪う者は、憎しみの囚人であり、偏見と小心さの檻に閉じ込められている。わたしがもし誰かの自由を奪うとしたら、自分の自由が奪われたときと同じように、私は芯から自由ではないのだ。抑圧される側も、抑圧する側も、人間性を奪われている点では変わらない。'

自由という正義を勝ち取り刑務所から出るときに、彼は自らの使命を「抑圧された人々と抑圧している人々の両方を抑圧から解き放つことであった」と述べている。前述したように、解放後に彼の主導の下「真実和解委員会」が組織されるが、それは彼の持つこの理念に基づいて実現したのである。

アパルトヘイト（人種隔離政策）という不当な政治体制に屈することなく、マンデラは奴隷解放という勝利を手にしたわけであるが、解放後に彼の取った政策は、白人社会に対するリベンジでもなければ、処罰を与えるのでもなかった。彼は自分自身を監獄へと追いやり、その同胞を拷問にかけ、死に至らしめた白人たちをもその政治的圧力から解放し、彼らと和解しようと努めたのである。それはマンデラという一人の男の人間的特徴であったという。日常生活においても彼は敵対する人間とすぐさま仲直りをしようとした。それは彼の人格を知らないものならば、権謀術数ではないのかと疑いたくなるほどであったという。そして、この和解を実現するための「真実和解委員会」は、被害者にはその被害を詳細に証言させ、加害者にはその犯罪行為を証言したものに限り恩赦を与えた。

以上のようなマンデラの偉業に関して、ジャック・デリダは、上記の著作においてそれを称え、デズモンド・ツツやヘーゲルの和解のロジックに照らし合わせて詳細に分析している。さて、そこにおいてデリダが「真実和解委員会」における「赦し」の問題について言及していることに注目してみたい。彼は、この「赦し」とはいかなる法的な次元にも属さない、いわば個人的な領域に属していると述べる。例えばたとえ時効が成立し、免罪されたとしても、その犯罪者は厳密に言って赦されたわけではない。なぜなら「赦し」を与えることができるのは、唯一被害者のみだからである。デリダはある黒人女性の被害の例を検証しつつ次のように述べる。

赦しがどのような機構にとってもその力の及ばぬところにあるということも彼女は一般的な形でも示したのだ。つまり、赦しとは法的あるいは政治的装

置と、いかなる通約可能性もいかなる類似性もないということ。赦しの命令は、どのような権利も、どのような政治権力も、どのような委員会も、どのような政治も超越しているのだ。[……] それは犠牲者の純粋な単一性に、その唯一無限の孤独へと回帰する。[……] 「唯一私だけが赦すことができるのだ。」このことによってまず思い起こされるのは、政府によって任命された委員会の側からではなく、ただ被害者の側からのみ和解は可能なのだということである。²

さらに、デリダはこのような「赦し」の場面において、「私には赦す準備はできていない」とその女性が証言していることについて語っている。そして、和解を推進しようとする時、しかしその罪を「許せない」と犠牲者が声高に主張する時、「和解」における真実の意味とは何であるのかと問うのである。実際に、法廷において証言をするためには、自分の身に降りかかった出来事を赤裸々に詳述する訳であるから、証言者はトラウマとなっている語り難いことを語らなければならず、何らかの精神的リスクを負うことになるであろう。デリダはアントロジー・クログ『私の頭蓋の国』の中で第16章「真実は女である」と題された章に言及し、証言の真実性によって証言する身体に課せられる暴力の問題について語っている。結局のところ、女性は証言をすることで第一に生じた暴力に加えて二重の暴力を被ることになるのである。彼女らは女性であるということから、強姦を受けたという事実を証言することにより、それが娼婦のようだという偏見によってすりかえられてしまうのである。そうした社会的偏見は「真実和解委員会」においても彼女たちが真実を証言することの妨げとなるのである。

このような偏見にもかかわらず、和解を推し進めることは果たして可能なのだろうか。デリダはマンデラの言うところの「自由」とヘーゲルの「和解」の概念について論じる。一方でマンデラの「自由」とは、本来的に備わった人間の本質である。他方、ヘーゲル的な文脈において（あるいはツツのようなキリスト者において）、和解を考える際に重要なのは、「自由」よりも「解放」の過程である。ヘーゲルの「解放」に関する思考が最も顕著に現れるのは、「黒人の奴隷解放」と言うことができるだろう。ヘーゲルが『歴史哲学講義』³の中で、「黒人とは魂の不死を知らず、その本質的な特徴とは奴隷制であり、自らの自由の意識を『未だ持たない』人間である」と述べている点をデリダは指摘しているが⁴、この「自由の意識」を持つためには黒人であることを自己否定する限り

でしか可能にならないと言えるだろう。実際にデリダは黒人が「普遍的（世界的）歴史の劇場」に現れることは、黒人自身であるかぎりでは不可能であると述べている⁵。マンデラやツツたちのように、この「普遍的（世界的）歴史の劇場」に現れることができるのは、彼らがすでに白人化しており、キリスト教徒であり、純粋なアフリカ人ではないからなのである。そして、デリダはこのような「世界の劇場」つまり「意識の劇場」に対して「無意識の劇場」の概念を生み出さなければならないと主張する⁶。

「真実和解委員会」において、「和解」とは理の必定である。南アフリカという黒人と白人の統一を図る国ではなおさらである。それが、マンデラの願いであり、それに関わる人々の願いでもある。しかし、ひとたびこの「和解」のプロセスに立ち会うことになると、そこには証言のうちに潜む暴力の可能性や「自由」の問題が関わることになり、その困難さが露呈される。デリダはまさにこうした「和解」における矛盾を暴き、その決定不可能性に訴えることで、いっそうラディカルにこの「和解」の必要性を論じているのである。

注

- 1 ネルソン・マンデラ、『自由への長い道』（下）、東江一紀訳、NHK出版、1996年、448頁。
- 2 Jacques Derrida, « Versöhnung, ubuntu, pardon : quel genre ? », in *Vérité, réconciliation, réparation*, sous la direction de Barbara Cassin, Seuil, 2004, p. 139.
ジャック・デリダ、「赦し、真理、和解——そのジャンルは何か?」、別冊『環』所収、増田一夫訳、藤原書店、2007年、参照
- 3 G.W.F. ヘーゲル、『歴史哲学講義』（上）、長谷川宏訳、岩波書店、1994年、163-169頁。
この中で、ヘーゲルは黒人の奴隷制度について私見を述べている。
- 4 J. Derrida, *Op. cit.*, p. 128.
- 5 *Ibid.*, p. 133.
- 6 *Ibid.*, p. 133.